

## 特定接種（公務員）の報告要領

## 1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 28 条に基づく特定接種の対象とされている新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員（国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている行政執行法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいい、民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員（新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）の別添に示す区分 3 の公務員をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に関する当該公務員の所属機関の報告並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号。以下「登録手続告示」という。）に基づく公務員同様事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）で定める公務員と同様の事務をいう。以下同じ。）を行う事業者（行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人並びに外部事業者の従業者について登録申請を行う国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の登録が円滑に行われるよう、報告及び登録申請（以下「報告等」という。）に係る留意事項等について定めるものである。

なお、民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員の報告に関しては、特定接種（医療分野）の登録要領（平成 28 年 1 月 6 日付健発 0106 第 7 号厚生労働省健康局長通知）及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領（平成 28 年 1 月 6 日付健発 0106 第 5 号 厚生労働省健康局長通知）を参照されたい。

## 2 報告主体及び報告対象者等

## (1) 公務員の対象者

本要領において、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員として特定接種の対象となる者は、新型インフルエンザ等の発生時において、別添 1 の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する公務員（以下「報告対象者」という。）とし、当該公務員の所属機関は、特定接種登録申請書（別添 2。以下「登録申請書」という。）を用いて、その数を厚生労働省に報告するものとする。（法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく登録とは異なる性格のものである。）

ただし、報告主体等について同表の（注）に定めがあるときは、その定めるところによる。

## (2) 公務員同様事務を行う事業者及び登録対象者

公務員同様事務を行う事業者は、法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく登録が必要となるため、登録申請に当たっては、以下の 2 つの要件を満たしている必要がある。当該要件を満たす事業者は、上記公務員の所属機関と同様に、登録申請書を用いて厚生労働省に登録申請するものとする。

- ① 産業医（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条に規定する産業医をいう。以下同じ。）を選任していること。
- ② 業務継続計画※を作成していること。

※政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。）では「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

なお、登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第 4 条第 3 項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても公務員同様事務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意する。

公務員同様事務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、公務員同様事務を登録対象業務とし、公務員同様事務に従事する者を登録対象者としてその数を登録申請するものとする。公務員同様事務（登録対象業務）に従事する者は、別添 1 の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する者（公務員を除く。）とする。

### 3 報告等の周知

厚生労働省は、担当府省庁（別添 1 の表の「担当府省庁」で記載された府省庁をいう。以下同じ。）を通じて、必要に応じて地方公共団体の協力を得ながら、公務員の所属機関等（公務員の所属機関及び公務員同様事務を行う事業者をいう。以下同じ。）に対し、報告等の方法等について情報提供を行う。

### 4 報告等の方法

報告等の方法は、以下のとおりとする。

#### （1）報告書等の提出

公務員の所属機関等は、特定接種管理システム（以下「管理システム」という。）上で、登録申請書に必要事項を入力し、登録申請書を報告書として（公務員同様事務を行う事業者にあっては、登録申請書を）厚生労働省に提出する。登録申請書（報告書）の提出については、管理システム

により、担当府省庁（報告等を行う公務員の所属機関等と担当府省庁が同一の場合にあっては、内閣官房）に通知される。担当府省庁が、都道府県に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う報告等の内容の確認の協力を依頼する場合は、担当府省庁及び当該都道府県に通知される。

## （２）報告内容等の確認

担当府省庁、内閣官房又は都道府県は、管理システムにより通知された登録申請書（報告書）の内容を適切に確認した上で、管理システムにより厚生労働省（都道府県にあっては、担当府省庁）に通知する。

なお、報告等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて公務員の所属機関等に対して、報告対象者数又は登録対象者数に係る算出の根拠等について照会を行うとともに、報告等の内容について修正を求めることとする。

## （３）報告内容の記録等の実施

厚生労働省は、担当府省庁又は内閣官房の確認が終了した報告等の内容について、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に記録又は登録を行う。

都道府県及び市町村は、その所属する地方公務員及び地方公務員としての身分が付与されている特定地方独立行政法人の職員（当該地方公務員であって、特定接種（医療分野）の登録要領又は特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領により報告される民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員であるものを含む。）に係る報告の内容（報告人数にあっては、厚生労働省による報告完了の連絡において通知されたもの）について、取りまとめておくものとする。

## 5 報告書等の記載事項

登録申請書（報告書）の記載事項は、下記のとおりとする。また、担当府省庁は、必要に応じて、登録申請書（報告書）の記載事項を備考欄を活用して追加することができる。

### （１）申請者情報

- ・ 設立区分
- ・ 事業者名
- ・ 代表者の氏名
- ・ 郵便番号
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX 番号
- ・ E-mail アドレス
- ・ 産業医を選任していること（公務員同様事務を行う事業者のみ記載）

- ・業務継続計画を作成していること（公務員同様事務を行う事業者のみ記載）

## （2）事業所情報

- ・事業所名
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・E-mail アドレス
- ・事業の種類
- ・登録対象業務の従業者数  
うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数  
うち外部事業者の登録対象業務の従業者数  
※従業者数については、絞込みを適切に行ったものとする。

## （3）接種実施医療機関情報

- ・医療機関名
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・E-mail アドレス

記載事項に関する詳細は、別途定めることとするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

### （接種実施医療機関）

公務員の所属機関等は、自機関内の病院又は診療所を接種実施医療機関として確保する場合を除き、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

### （外部事業者の考え方）

公務員の所属機関の公務員同様事務（登録対象業務）を受託している外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の職員（当該公務員の所属機関に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、（2）の登録対象業務の従業者数に含むものとするが、当該外部事業者の職員は公務員の身分を有していないため、当該所属機関は、公務員同様事務を行う事業者として、法に基づく登録申請を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、

これらの外部事業者の職員とは、区別して対象者数を報告・登録申請することとする。

## 6 報告完了の連絡及び公表

厚生労働省は、公務員の所属機関等から提出された報告等の内容が厚生労働省に備える管理台帳に記録又は登録された場合には、厚生労働省は管理システムにより、公務員の所属機関等に対して、登録（記録）をした旨及び登録人数（記録をした報告人数）を通知する。

なお、公務員同様事務を行う事業者の場合、登録完了の連絡に合わせて、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類（公務員同様事務）、事業所名及びその所在地、登録人数、登録年月日並びに登録番号を公表する。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した公務員の所属機関名等を公表するものとする。

## 7 登録の有効期間及び更新（公務員同様事務を行う事業者のみ）

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き公務員同様事務を行う登録事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。

なお、管理システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内をE-mailで通知する。

## 8 変更及び廃業等の届出

### （1）変更の届出

登録（記録）事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）は、公務員の所属機関等は、30日以内に管理システム上で、登録申請書（報告書）に変更事項を入力し、厚生労働省に提出しなければならない。登録申請書（報告書）の内容確認及び記録又は登録の実施については、4に準じることとする。

### （2）廃業等の届出

合併等により公務員の所属機関等が消滅した場合及び公務員の所属機関等が報告等に係る事業を廃止した場合、公務員の所属機関等は、30日以内に厚生労働省に対して、その旨を届け出なければならない。

## 9 広報・相談

厚生労働省は、担当府省庁等の協力を得ながら、公務員の所属機関等に、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等を含め、的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。